

番号	担当課・室	会場	ご意見の要旨	市長の回答	各課の回答・対応状況
1	生活環境課	長船	近所にあるドッグランから犬の鳴き声がして騒音により生活に支障をきたしている。県や警察に相談したが条例がないので対応できないと言われたので、条例を整備してほしい。ペットのしつけの問題を市で考えてもらえないか。	行政だけで根拠なくすべて指導はできない。何らかの権限がないと取り締まりや行政指導は難しい。まず現地を確認してみたいと思う。	行政だけで根拠なくすべて指導はできず、何らかの権限がないと取り締まりや行政指導は難しいため、まず現地を確認してみたいと思う。苦情等があれば、所有者の方に相談させていただく。
2	建設課・産業振興課(農業委員会)	長船	美和地区のため池の管理について、きちんとしたルールがない。美和地区は人口減少・高齢化が進んでおり農業従事者も減っており、管理について知っている人が1人しかいない状況になっている。市が統一したルールを決められないか。また、今後続けていく予定のない耕作地の所有者に、中間管理機構に預ける手続きをするよう市から働きかけることはできないか。	認定農業者になっているかどうかに関わらず、担い手としてどれだけ意欲を持ってやってくれるかが大切だと思う。太陽光発電所は、きちんと管理できないのであれば中止してくださいと行政からお願いできると思う。担当者に確認する。	- ため池の管理方法は地区ごとに決められており、状況もそれぞれ異なるため、まずは建設課にご相談いただきたい。(建設課) - 令和7年4月1日以降は市が定める地域計画(旧人・農地プラン)に基づき、農地の貸借を進めていくこととなる。また、その際の貸借手続きについては必ず中間管理機構を介して行うようになるが、あらかじめ受け手となる耕作者が決定している必要があるため、新規就農者の確保や担い手支援により、農地所有者とのマッチングが図られるよう取り組んでいく。(産業振興課) - 営農を目的として農地に設置する太陽光パネルに関しては、事業者の管理が困難な場合において、作業委託という形で地元の方に草刈り等の作業を委託し、対価を支払う仕組みを取っていると把握している。 - その上で、自身の営農に支障が生じたり、あるいは地域の周辺農地に悪影響が生じたりする場合は、行政指導をはじめ、場合によっては事業申請時の誓約事項に基づき、事業中止及び設置物の撤去を命じることとなる。(産業振興課)